

# 兵庫県公報

平成27年6月26日 金曜日 第2708号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 告 示

	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	1
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	1
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	2
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	3
○ 道路の供用開始（同）	3
○ 公有水面埋立免許の出願に係る関係図書の縦覧（港湾課）	3
○ 重要調整池に係る検査の結果（東播磨県民局）	5

## 告 示

### 兵庫県告示第551号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成27年6月26日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 神戸市生野土地改良区

##### 退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	大北順三	神戸市北区道場町生野93番地

##### 就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	大前昌司	神戸市北区道場町生野455番地



### 兵庫県告示第552号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年6月26日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
刀出土地改良区	平成27年5月11日
春日土地改良区	平成27年5月12日
大庭土地改良区	平成27年5月27日
春日東部土地改良区	平成27年5月28日
神戸市大沢土地改良区	平成27年6月4日



### 兵庫県告示第553号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
篠山市坂本字寺ノ谷13から16まで、16の1、字寺ノ谷坪327（次の図に示す部分に限る。）、356の1、356の2、357、359、362
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字寺ノ谷13・16（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、14、15、字寺ノ谷坪327、356の1、356の2、357、359、362
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第554号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
篠山市追入字奥坪1096から1100まで、1101の1、1101の2、1102、1103の1から1103の3まで、1104の1、1104の2、1105の1から1105の3まで、1106、1107の1、1107の2、1108、1109の1から1109の6まで、1109の8、1110から1120まで、1121の1、1122の1、1123、1125、1130、1132、1133の1、1133の5、1133の6、1133の8から1133の10まで、1133の13から1133の17まで、1133の20から1133の22まで、1139から1149まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第555号**

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

平成27年 6 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域  
平成23年兵庫県告示第1218号により指定した区域（朝来市生野町真弓字道順山373番70の一部）の一部
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



**兵庫県告示第556号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年 6 月 26 日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年 6 月 26 日から 2 週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成27年 6 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 神戸加東線	加東市山国字安ヶ口175番から 同 市山国字安ヶ口172番まで	旧	6.0から 10.0まで	50.0	
		新	8.0から 15.0まで	50.0	



**兵庫県告示第557号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、平成27年 6 月 26 日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年 6 月 26 日から 2 週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年 6 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 米谷昆陽尼崎線	尼崎市東難波町2丁目175番1から 同 市東難波町2丁目176番1まで	旧	18.0から 44.0まで	154.0	一部 予定地
		新	18.0から 44.0まで	154.0	



**兵庫県告示第558号**

公有水面埋立免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示し、その関係図書を縦覧に供する。

平成27年 6 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 出願人の所在地、名称及び代表者  
出願人 所在地 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

名 称 兵庫県

代表者 住 所 神戸市中央区山本通4丁目23番15号

氏 名 兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 2 埋立区域

### (1) 位 置

姫路市家島町宮字長崎110番4、110番2、110番6、110番1、110番11に接する護岸の地先公有水面及び110番8の地先公有水面並びに字清水49番173の地先公有水面

### (2) 区 域

次の各点のうち、①の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線、⑩の地点と⑪の地点を結ぶ平成26年の秋分の満潮位（D. L. +1.70m）における公有水面と既設防波堤との境界線、⑪の地点と⑫の地点を結ぶ平成26年の秋分の満潮位（D. L. +1.70m）における公有水面と護岸との境界線及び①の地点と⑫の地点を結ぶ平成元年1月31日付け兵庫県指令港第76号の2で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +1.61mにより決定）により囲まれた区域並びに⑬の地点から⑲の地点までを順次に結んだ線、⑲の地点と⑳の地点を結ぶ昭和60年7月30日付け兵庫県指令港第12号の2で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +1.87mにより決定）、㉑の地点と㉒の地点を結ぶ平成26年の秋分の満潮位（D. L. +1.70m）における公有水面と護岸との境界線及び⑬の地点と㉒の地点を結ぶ平成26年の秋分の満潮位（D. L. +1.70m）における公有水面と既設防波堤との境界線により囲まれた区域。

基点：家島漁港漁港原点

北緯 34度40分43秒

東経 134度32分10秒

①の地点	基点から	227度24分45秒	71.08メートルの地点
②の地点	①の地点から	69度51分36秒	34.14メートルの地点
③の地点	②の地点から	339度51分36秒	3.10メートルの地点
④の地点	③の地点から	69度51分36秒	1.00メートルの地点
⑤の地点	④の地点から	354度37分09秒	1.00メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から	84度37分09秒	3.10メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から	354度37分09秒	29.98メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から	264度37分09秒	3.10メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から	354度37分09秒	1.98メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から	58度13分40秒	14.25メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から	148度38分52秒	7.45メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から	217度50分57秒	69.77メートルの地点
⑬の地点	基点から	320度50分45秒	12.24メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から	58度13分41秒	13.52メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から	106度04分43秒	0.91メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から	196度04分43秒	3.10メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から	106度04分43秒	35.64メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から	16度04分43秒	3.10メートルの地点
⑲の地点	⑱の地点から	106度04分43秒	9.92メートルの地点
⑳の地点	⑲の地点から	266度53分35秒	48.20メートルの地点
㉑の地点	㉑の地点から	276度28分16秒	3.06メートルの地点

### (3) 面 積

948.91平方メートル

## 3 埋立てに関する工事の施行区域

### (1) 位 置

姫路市家島町宮字清水49番237、49番173及び字長崎110番4、110番1、110番11、110番10、110番8、110番9の地内、字清水49番237、49番173の地先公有水面、字長崎110番4、110番2、110番6、110番1に接する護岸の地先公有水面、字長崎110番11、110番8、110番9の地先公有水面

### (2) 区 域

次の各点のうち、アの地点からタの地点までを順次に結んだ線及びアの地点とタの地点を結んだ線に

より囲まれた区域。

基点：家島漁港漁港原点

北緯 34度40分43秒

東経 134度32分10秒

アの地点	基点から	241度24分50秒	175.95メートルの地点
イの地点	アの地点から	341度02分38秒	52.38メートルの地点
ウの地点	イの地点から	339度12分19秒	3.86メートルの地点
エの地点	ウの地点から	317度13分43秒	78.61メートルの地点
オの地点	エの地点から	34度00分23秒	322.90メートルの地点
カの地点	オの地点から	132度27分56秒	201.68メートルの地点
キの地点	カの地点から	180度00分00秒	155.05メートルの地点
クの地点	キの地点から	264度06分38秒	68.97メートルの地点
ケの地点	クの地点から	267度42分31秒	43.59メートルの地点
コの地点	ケの地点から	176度09分25秒	36.24メートルの地点
サの地点	コの地点から	249度53分01秒	80.88メートルの地点
シの地点	サの地点から	250度41分54秒	13.34メートルの地点
スの地点	シの地点から	252度33分21秒	20.69メートルの地点
セの地点	スの地点から	257度13分45秒	11.60メートルの地点
ソの地点	セの地点から	261度00分23秒	6.61メートルの地点
タの地点	ソの地点から	266度32分26秒	19.98メートルの地点

(3) 面積

73,974.24平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 出願年月日

平成27年 5 月 25 日

6 縦覧の期間及び場所

平成27年 6 月 26 日から 3 週間

関係図書は、兵庫県中播磨県民センター姫路港管理事務所、同センター姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所において縦覧に供する。



兵庫県告示第559号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第 2 項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第 2 項の技術的基準に適合することを確認した。

平成27年 6 月 26 日

東播磨県民局長 真 木 高 司

1 重要調整池の所在地

高砂市米田町米田新字藪下 3 番他22筆及び16番 1 地先水路の一部

2 重要調整池の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 所有者の名称

株式会社ハローズ

(2) 住所（主たる事務所の所在地）

広島県福山市南蔵王町六丁目26番 7 号

(3) 代表者の氏名

佐 藤 利 行